

年 月 日

室戸市長 様

申請者 住所

フリガナ  
氏名

電話番号（ ） ー

室戸市空き家財道具等処分費補助金交付申請書

室戸市空き家財道具等処分費補助金を受けたいので、室戸市空き家財道具等処分費補助金交付要綱第7条の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。また、室戸市長が補助金交付審査のため、住民基本台帳・固定資産税台帳等について確認することに同意します。

記

- 1 補助金交付申請額 金 円
- 2 補助事業の内容  
別紙1 事業計画書のとおり
- 3 添付書類
  - (1) 収支予算書・事業計画書・同意書 (別紙1)
  - (2) その他添付書類 (別紙2)

(注意) 室戸市補助金交付規則及び室戸市空き家財道具等処分費補助金交付要綱の規定により、補助金の交付の決定を取消し、若しくは補助金の返還を求める場合があります。

(別紙1)

1 収支予算書

収 入	金 額	支 出	金 額
市補助金	円	家財道具等処分費	円
自己負担	円		
計	円	計	円

2 事業計画書

空き家の所在地	室戸市		
空き家バンク登録番号	第 号	所有区分	持ち家・借家
家財道具等処分 実施予定期間	年 月 日 ~ 年 月 日		
家財道具等処分の内容			

※申請者が移住者の場合は「3」、申請者が空き家の所有者等の場合は「4」へ進んでください。

### 3 同意書（申請者が移住者の場合）

※移住者記入欄

補助事業に係る家財道具等処分を行った空き家に5年以上居住する見込みがあり、空き家の所有者等（空き家を購入した場合は、前空き家の所有者等）は3親等内の親族ではありません。

また、下記空き家の所有者等記入欄の内容を空き家の所有者等が遵守しなかった場合、室戸市空き家家財道具等処分費補助金交付要綱第14条及び第15条の規定により補助金の全部又は一部を返還することに同意します。

年 月 日

住 所

氏 名

※空き家の所有者等記入欄

申請者が本補助金を利用し、本申請書の内容で空き家の家財道具等処分を行うことを承諾します。また、補助事業の完了の日から起算して5年間は、補助金の目的に反して使用し、交換し、貸付けし、取壊し、売却し、又は担保に供することなく、移住者の居住の用に供すること及び退室することとなった場合は、移住者向け賃貸可能な空き家として空き家バンクに登録及び広報することに同意します。

年 月 日

住 所

氏 名

### 4 同意書（申請者が空き家の所有者等の場合）

家財道具等処分を行った空き家に入居する者（今後入居する者を含む）は、3親等内の親族ではありません。また、補助事業の完了の日から起算して5年間は、補助金の目的に反して使用し、交換し、貸付け、取壊し、売却し、又は担保に供することなく、移住者の居住の用に供すること及び退室することとなった場合は、移住者向け賃貸可能な空き家として空き家バンクに登録及び広報することに同意します。遵守しなかった場合は、室戸市空き家家財道具等処分費補助金交付要綱第14条及び第15条の規定に基づき補助金の全部又は一部を返還することに同意します。

年 月 日

住 所

氏 名

(別紙2)

家財道具等処分の添付書類

- ・家財道具等処分の見積書の写し
- ・家財道具等処分前の写真
- ・空き家の所有者等の家財道具等処分に関する同意書（申請者が移住者の場合）
- ・住民票の写し
  - ア 入居者の世帯全員(申請者が移住者の場合)
  - イ 申請者のみ(申請者が空き家の所有者等の場合)
- ・市税及び県税の滞納のないことを証する書類
  - ア 入居者の世帯全員(申請者が移住者の場合)
  - イ 申請者のみ(申請者が空き家の所有者等の場合)
- ・賃貸借契約書又は売買契約書の写し（申請者が移住者の場合）  
※賃貸又は売買に関する同意書でも可。ただし、同意書を提出した場合は、補助金実績報告時に賃貸借契約書又は売買契約書の写しを提出すること。
- ・その他市長が必要と認める書類

年 月 日

室戸市長 様

申請者 住所

フリガナ  
氏名

電話番号（ ） ー

室戸市空き家家財道具等処分費補助金代理受領(予定・変更)届出書

室戸市空き家家財道具等処分費補助金交付要綱第8条第1項の規定により、補助金の受領について、下記の事業者（委任する予定・変更する予定）であることを届出ます。

記

補助対象事業の内容

空き家の所在地	室戸市
総事業費	円
補助金申請額	円

事業者（受任予定者）

住 所	
法 人 名	
代 表 者 氏 名	
電 話 番 号	